

## 質疑応答

公示資料該当資料・頁	該当項目	質問	回答
参考資料2 評価の視点 P.1	【企画書について】 (2) 提案ビジネスの事業化可能性、持続性	評価の視点に「ビジネスの事業化可能性、持続性」とあるが、企業の中長期的なコミットメントはどのように企画書で表現すべきか。	中長期戦略の中のご提案ビジネスの位置付け、経営層のコミットメント、想定している投資額等、調査終了後の事業化の意思を有していることが分かる内容をご記載ください。
募集要項 P.8 参考資料2 評価の視点 P.1	I .2.(7)②BOP ビジネスの位置づけ 【企画書について】 (1) SDGs 達成への貢献可能性、貢献度	BOPビジネスを対象とした制度からSDGsに制度変更されたが、BOP層への裨益はどの程度求められるものか。	SDGsのゴール及びターゲットの達成に貢献するビジネスであれば、BOP層に直接裨益しないものでもご提案は可能です。他方、BOP層へも裨益する提案は積極的に評価させていただきます。
募集要項 P.12	II .2.(1)競争参加資格①	競争参加資格に「本邦登記法人」とあるが、財団法人やNPO法人は応募可能か。	可能です。但し、調査終了後に事業化して頂く想定であるため、技術開発や事業拡大のための投資等、継続的な事業を実施できる体制を構築されているかという点を評価させていただきます。
募集要項 P.17	II .8.(1)応募者について	一つの課題に対し、業種の異なる2社以上で、相乗効果のある異なるビジネスモデルの開発を行う提案の場合、共同提案は可能か。	可能です。将来の事業実施のために、出資や事業への参画を考えている複数の企業が共同で本調査を実施する場合は、共同企業体による応募を認めます。JICAは共同企業体の全構成員と契約を締結しますが、支払は共同企業体代表法人一社に対し行います。なお、共同企業体を構成する法人の数は、最大で5法人までとします。
様式6 企画書 P.8	2-2(6)現時点で想定する事業実施体制	現地の政府系機関等のカウンターパートからサポートレター等があると評価は上がるか。	ご提案にあたり必須ではありませんが、現地政府の関与や協力が前提となるご提案ビジネスの場合は、事業化可能性の観点から、サポートレター等を評価に加味する場合があります。
経理処理(積算)ガイドライン p.27	4.費目の定義と留意事項 2)-3 現地活動費 ④現地再委託費	現地でのセミナー開催などを外部委託した場合、委託費は計上可能か。また、その場合の委託費に上限はあるか。	調査の一部を現地の業者等に委託することは可能です。但し、委託先については、JICAのガイドラインに則り選定する必要があります。現地再委託費に上限は設けていないものの、委託部分が大きく、調査における提案法人の役割が不明瞭になると、審査において懸念される可能性があります。なお、現地再委託の対象業務については、契約交渉の段階で個別に検討・協議させていただきます。
参考資料2 評価の視点	【企画書について】 (2) 提案ビジネスの事業化可能性、持続性	提案する製品・サービスの現地での販売・導入実績は必須か。日本での実績はあるが、海外での実績がない場合は、応募対象となるか。	現地での実績は必須ではありませんが、日本での実績や現地で行った情報収集を元に、本調査終了後のご提案ビジネスの事業化可能性を示して頂く必要があります。
		<b>実施体制について</b>	
募集要項 P.18	II .8. (3)業務従事者について	報告書や月報の提出など、調査期間中の業務は、通常の自社業務と並行して行えるものか。本調査のためにチームを組む必要があるか。	採択された提案法人により体制は異なるものの、報告書だけでなくJICAの規定に則り経理処理等の業務を行うため、総務・経理部門も含めて体制を整えているようです。なお、これらの業務に当たる事務管理部門の方は、必ずしも業務従事者に含めて頂く必要はありません。